

航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告に対する報告

2019年11月29日付「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」に基づき、本日、当該事案が発生に至った原因および要因の分析、再発防止策として講じる措置を国土交通省へ報告いたしました。

勧告に基づき弊社が講じる措置の概要は以下のとおりです。

1. 適正なアルコール検査の体制構築
2. 運航乗務員のアルコールに対する意識改革
3. 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化
4. 再発防止策の見直し

弊社は、飲酒問題を全ての役職員の問題として捉え、社長自らの強力なリーダーシップの下、全社を挙げて再発防止策を確実に実施することにより、お客様をはじめ社会の皆様に「安全・安心」をお届けできるよう全力で取り組んで参ります。

お客様、ご関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2019年12月20日
株式会社スターフライヤー
代表取締役 社長執行役員 松石 禎己

S F 1 9 - 5 0 9
令和元年12月20日

国土交通省
航空局長 和田 浩一 殿

株式会社スターフライヤー
代表取締役社長執行役員 松石 禎己

航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告に対する報告

令和元年7月31日、SFJ9202便の空輸便に乗務予定であった機長および副操縦士が、アルコール検査を実施することなく飛行勤務を開始したため、当該便が出発して地上走行中に引き返しを指示した事案が発生し、また、令和元年8月11日、SFJ801便に乗務予定であった副操縦士がアルコール検査においてアルコールが検出され、当該乗務員を交代させた事案が発生しました。

昨今の航空業界に於けるアルコール問題で社会的にも信頼性を大きく失墜させている状況にある中、安全憲章の冒頭に「安全運航は、私たち航空輸送に従事するものの至上の責務である。」を掲げ取り組んできましたが、当社に於いても立て続けに同様事案が発生させてしまったこと心よりお詫び申し上げます。

この度、本件事案に対する令和元年11月29日付「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受け、経営層を含む全社員の飲酒に関する意識改革に不足があったことや、運航乗務員管理の徹底が不十分であったこと、更にはアルコール検査に関する検査体制及び規定に不備があったことについての再発防止策を策定致しました。

社長自らの強力なリーダーシップの下、全社を挙げて再発防止策を確実に実施することにより、信頼回復に努めて参りますことをご報告申し上げます。

以上

目 次

1. 事態の概要

- 1-1 SFJ9202 便でのアルコール検査の未実施について
- 1-2 SFJ801 便でのアルコール値の検知について

2. 問題点と要因分析

- 2-1 アルコール検査体制の不備
 - (1) アルコールに係る安全管理体制の不足
 - (2) アルコール検査の立会い体制の不備
- 2-2 アルコールに対する運航乗務員の理解や意識の不足
- 2-3 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の不足

3. 講ずる措置

- 3-1 適正なアルコール検査の体制構築
 - (1) アルコールに係る安全管理機能の強化
 - (2) アルコール検査の体制強化を目的とした会社組織の新設
 - (3) 運用基地以外でのアルコール検査の抜け漏れ防止
 - (4) 立会い者に対する再教育の実施
- 3-2 運航乗務員のアルコールに対する意識改革
 - (1) 運航乗務員の意識改革
 - (2) 組織的な管理の強化
- 3-3 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等
 - (1) 禁酒時間外における過度な飲酒を防止する対策
 - (2) 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制の構築
 - (3) 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置
- 3-4 再発防止策の見直し
 - (1) 立会い者への再教育の実施
 - (2) 運航乗務員に対する面談の継続
 - (3) アルコール検査の顔認証システムの導入

1. 事象の概要

1-1 SFJ9202 便でのアルコール検査の未実施について

令和元年 7 月 31 日、SFJ9202 便（那覇空港発・北九州空港着）に乗務予定であった機長及び副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施せずに飛行勤務を開始し離陸のために移動を開始したところ、当該検査の未実施に気づいた地上担当者からの連絡を受けて、離陸直前に駐機場に引き返し当該便を欠航した。

駐機場への引き換えした後にアルコール検査を実施したところ、当該便機長および副操縦士ともに 0.00mg/l（アルコールは検知されなかった）であった。

運航乗務員の健康管理や勤務時間管理を担う乗員業務課の担当者は、本来であれば当該運航乗務員にアルコール検知器を携行させて出頭した時点で速やかに検査を行うよう指示すべきところを、操縦室に置かれていた検知器を使用して操縦室で検査を行うよう誤った解釈をして指示を出した。

また、乗員業務課の担当者は、出頭時刻を過ぎても当該機長らからアルコール検査実施の連絡がないことを認識していたが、同検査の実施指示などを行わなかった。

更に、当該便が定刻よりも早く出発することになったことの情報共有もなされていなかった。

1-2 SFJ801 便でのアルコール値の検知について

令和元年 8 月 11 日、SFJ801 便（北九州空港発 台湾桃園国際空港着）に乗務予定であった副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した。

当該副操縦士は、運航規程に定める飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒を禁止する規定を守っていたものの、「自分はお酒が強いので検知されるはずがない」というアルコールの耐性に対する誤った認識により過度の飲酒を行った。

また、当該副操縦士は検知器の測定結果が表示される前に記録書に数値を記入し、立ち会い者に対して検査結果を見せなかった等の不適切な行動をとったが、これらの不適切な行動を立会者が制止できるような体制となっていなかった。

更に、当該便に同乗予定であった機長が当該副操縦士のアルコール検査結果を確認せずに立ち去った。

2. 問題点と要因分析

2-1 アルコール検査の体制不備

SFJ9202 便でのアルコール検査の未実施案件（以下、検査の未実施事案という）及び SFJ801 便でのアルコール値の検知案件（以下、アルコール検知事案という）について確認された事実を基に発生要因の分析を行った結果、アルコール検査の手順を定めた「運航乗務員のアルコール検査ガイドライン（以下、実施要領という）」に、整

備空輸便等、定期便以外の運航便を対象とした主基地（北九州空港）以外での検査手順が明確に設定されてなく、また、アルコール検知事案では、同乗予定の機長が当該副操縦士のアルコール検査の結果を確認せずに立ち去った事実について「機長と副操縦士が相互に検査を実施して結果を確認する」手順が明確になっていない等、会社規程に基づくアルコール対策が関係者間で共通の手順として浸透してなく、また、立会い者が検査の未実施者に対して主体的に連絡を取って検査漏れを未然に防止し、検査でアルコールが検知された場合、立会い者としての職務が乗務不可の判断に至る重要なプロセスとして組織的に履行される体制になってないことが判明した。

(1) アルコールに係る安全管理体制の不足

アルコール対策の法制化（2019年1月）に伴い、安全統括管理者の職務として「アルコール問題検討委員会（以下、委員会という）」を設置し、全社的なアルコール対策の進捗や日常運航で発生したアルコール問題の検討を行う仕組み（会議体）を構築したが、個々の問題について潜在的な発生要因を分析し、措置の策定、実施、評価と言った安全管理システム「PDCA」を展開する体制ではなかった。

本来委員会は、安全管理（再発防止及び未然防止）の視点から要因分析・リスク評価の妥当性、対策の有効性評価、及び改善指示を行い、その内容を会社の安全に係る最高意思決定機関（会議体）であるFSR委員会へ報告することを目的としているが、2019年4月の委員会発足以降、本邦内で日々発生するアルコール問題やアルコール関連の基準の変更等、想定していた以上の情報（量）や課題の重大性に対して事務局（安全推進部）での担当者が明確になってなかったこと等から対応が遅れ、結果として委員会の機能が十分に発揮できなかったと思われる。

また、日常的なアルコール検査についても、立会い者への教育や資格管理、アルコール検査の実施に係る会社規定の整合性や有効性の確認等、包括的且つ組織横断的な管理を実施する部門がなく、その結果、アルコールに関する不適切事案が連続して発生したものと分析する。

(2) アルコール検査の立会い体制の不備

アルコール検知事案において当該副操縦士は、検知結果（検知器）を提示せずに虚偽の検査結果を記入し、また、立会い者の指示や制止を振り切って勝手に飲食を行う等、極めて不適切な行為を繰り返して行った。

当時の手順では、検査でアルコールが検知された場合、事後の対応を立会い者が単独で行うことになっており、被検査者に対する再検査のための指示（うがい等）や禁止事項の周知、ならびに検知結果の確定に至る記録の作成や関係者への連絡等、立会い者が独立的な立場や権限で業務を実施する体制が整っていなかったことが不適切行為発生の要因であると分析する。

2-2 アルコールに対する運航乗務員の理解や意識の不足

アルコール検知事案の副操縦士は、2018年12月に受講したアルコール教育「アルコールの基礎知識」を通じてアルコールの単位(ドリンク)やアルコールの分解時間等について理解していたが、「自分はお酒が強いので検知されるはずがない」というアルコールに対する誤った理解により事態を発生させてしまった。

この事は、アルコールが飛行勤務に与える影響や航空従事者としての安全意識「飲酒問題は安全問題であり人命を預かる運航乗務員の重大な責務である」ことの定着が不十分であった結果と思われ、運航乗務員に対するアルコールの再教育を含めた組織的な意識改革が必要である。

2-3 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の不足

アルコール検知事案での副操縦士は、会社が貸与したアルコール検知器(ストロー式)を用いて「出勤前のアルコール値の自己確認」を日常的に実施していたが、事態発生当日は、検知器を自宅に忘れたため宿泊先での事前検査(確認)を行うことが出来なかった。

また、運航乗員部では「当該副操縦士が同僚との会食等に積極的に参加していることやアルコールへの耐性も強い」との情報を事前に把握していたが、その情報を元に本人の意識啓蒙や自己管理に繋がる組織的な指導や対策が十分でなかったことも事態発生の一因の一つであると分析する。

3. 講ずる措置

3-1 適正なアルコール検査の体制構築

(1) アルコールに係る安全管理機能の強化

a. アルコール対策を包括的に展開する会社組織の新設

アルコール対策の組織的な管理体制の強化と不適切事案の未然防止を目的とした組織「アルコール対策室」を安全推進部内に新設する。

アルコール対策室へはアルコールコーディネーターの資格を有する室長(専従者)と担当者を配置して以下の業務を実施する。

- ✓アルコール対策の企画・立案及び社内外の関係先との調整
- ✓アルコール実施要領(社内規定)の維持管理
- ✓アルコール検知器及び設備の管理
- ✓アルコール教育の実施
- ✓アルコール検査の立会い者の資格管理
- ✓アルコールの不適切事案に関する航空局との窓口
- ✓アルコール問題検討委員会の事務局

対策の実施時期	2020年1月1日付けで組織を新設
---------	-------------------

b. アルコール問題検討委員会の体制強化

会社が講ずるアルコール対策全般について、その進捗や問題点、及び対策の有効性を評価して改善する（PDCA）組織的な管理体制の強化を目的に、安全管理規程の附則に定める「アルコール問題検討委員会会則」を変更して安全管理機能としての体制強化を図る。変更点は以下の通り。

✓議事（付議事項）の追加

- ①アルコール検査の実施状況及び問題点の報告
- ②アルコールの検査体制に対する不具合報告及び対策の検討
- ③会社が実施するアルコール対策の有効性の評価

✓定例会の開催頻度を4回／1年から毎月へ変更

対策の実施時期	2019年12月10日
---------	-------------

c. 会社規程の管理体制の強化

新設する安全推進部アルコール対策室では、アルコール対策の基準である法律や運航規程、ならびに実施要領との整合を図り、定期的にアルコール検査のオプザーブを実施して日常業務における手順（実施要領）の有効性を確認する等、包括的な会社規程の管理を実施する。

なお、運航乗務員のアルコール検査の手順を定めた「運航乗務員のアルコール検査ガイドライン」（社内要領）を廃止し、「アルコール検査実施要領（運航乗務員編）」を運航規程の附属書（届出規程）として発行する。

アルコール検査実施要領の新設（届出）	2019年12月25日
対策の実施時期	2020年1月

(2) アルコール検査の体制強化を目的とした会社組織の新設

アルコール検知などの不適切事案が発生した場合、立会い者が被検査者に対して独立的な立場で業務を適正に行う体制の構築を目的に会社組織「アルコール検査タスクチーム」（以下、Task Team という）を北九州空港に新設する。

Task Team は、当社のオペレーションの統制機能である「Operation Control Room」（以下、OCR という）に配置し、常に最新の運航状況を把握した上でアルコールに関する業務を行う。

Task Team リーダー（取締役執行役員）を総括責任者として、シフト責任者の下に立会い者を配置し、24時間体制で以下の業務を行う。

- ✓乗務開始前の事前検査（運航乗務員）の実施確認
- ✓北九州空港及び遠隔でのアルコール検査の立会い

- ✓アルコール検査の抜け漏れ防止対策（検査記録管理システムの監視による）
- ✓アルコール値の検知など、不適切事案発生時の全社的な初動指揮
- ✓検査記録の管理
- ✓アルコール検知器及び設備の日常管理
- ✓アルコール検査の実施に関する問題点の抽出及び改善措置
- ✓アルコール検査の実績報告（不具合を含む）

なお、アルコール検査においてアルコール値が検知された場合、立会い者はシフト責任者へ報告して検査記録の作成を行う。

報告を受けたシフト責任者は、責任者として再検査を実施し、「酒気帯び」が確定した場合、フローチャートに従い関係者へ連絡する。

対策の完了時期	2019年12月10日
---------	-------------

（3）運用基地以外でのアルコール検査の抜け漏れ防止

a. 出頭確認シートを活用した出頭完了の報告

運航乗員部乗員業務課の担当者は、運用基地以外での運航乗務員の飛行勤務の開始にあたり、事前に出頭場所、出頭時間、航空機までの動線、アルコール検査の実施手順（検知器の取扱いを含めた注意点）、その他必要な項目を記載した手順書「出頭確認シート」を作成し、当該基地へ移動のために乗員業務課に本社した運航乗務員に対してシートに記載された内容（手順）を相互に確認する。

飛行当日の運航乗務員は、「出頭確認シート」に従い出頭後速やかに自身が管理する携帯端末（ipad）の画像通信システム（Skype）を使用してOCRの運航管理者及びTask Teamの担当者へ出頭完了の報告を行い、出社前のアルコール検査の結果を通報した上で、乗務前の検査を実施する。

対策の完了時期	2019年12月25日
---------	-------------

b. 運航状況の把握に基づくアルコール検査の実施確認

Task Teamの担当者は、対象となる運航便の運航状況（天候、機材、空港や航空路の運用、及び機長と運航管理者の飛行実施計画の承認状況等に基づく運航ダイヤの情報）を運航管理者と共有し、突発的な運航ダイヤの変更に伴うアルコール検査への影響（実施の有無等）を確認の上、検査の実施が確認できない場合は、当該運航乗務員へ電話連絡を行う等の措置を講ずる。

対策の完了時期	2019年12月25日
---------	-------------

c. 飛行実施計画の承認手続きにおけるアルコール検査の確認

機長と運航管理者が実施する飛行実施計画の承認手続きについて、当社の運用基地以外の出頭場所では運航管理システムの設置・運用を行っていないため、機長

が飛行実施計画を承認する場合、飛行実施計画書に署名をして FAX で OCR の運航管理者へ送付し、運航管理者が署名を確認した上で運航管理システムの手続きを実施している。

については、運航管理者が相互の合意結果に基づき運航管理システムへの入力を行う際、Task Team の担当者と当該便に乗務予定の運航乗務員（全員）が遠隔確認によるアルコール検査が確実に実施され、その測定結果が「0.00mg/ℓ」であることを確認する。

対策の完了時期	2019 年 12 月 25 日
---------	------------------

(4) 立会い者に対する再教育の実施

前項（1）「会社規程の見直し」及び（2）「組織の新設」を踏まえ、発令済みの立会い者に対して変更点（体制の強化）の周知徹底を目的とした再教育を実施する。なお、立会い者に対する教育は、運航乗務員に対するアルコール教育（専門教育）と同様に初期教育（任用時教育）、定期教育（1年に1回実施）及び随時教育（実施要領の改訂時等、適時実施）を実施する。

対策の完了時期	2019 年 12 月 25 日
	委託先の立会い者については、 2020 年 1 月 31 日完了予定

3-2 運航乗務員のアルコールに対する意識改革

(1) 運航乗務員の意識改革

a. 社長メッセージの発信

業務改善勧告を受けるにあたり、2019 年 11 月 22 日に社長が管理職全員に対して訓話を行い「アルコール問題は安全問題であると認識して当社ではアルコールに係る不適切事案を二度と発生させない」旨の決意を表明し、管理職から一般社員へ決意の周知を行った上で、アルコールに係る意識改革の重要性ならびに社員の日常的な適正な飲酒量の徹底を主題としたメッセージを発信した。

対策の完了時期	2019 年 11 月 29 日
---------	------------------

b. 安全管理規程「社長の安全宣言（コミットメント）」の変更

「アルコールに関する問題は安全問題である」との社長の強い意志・メッセージを全役員及び全社員へ示すため、安全管理規程に定める「社長の安全宣言」にアルコールに関するコミットメントを追加・変更する。

対策の完了時期	2019 年 12 月 10 日
---------	------------------

c. アルコール教育（再教育）の実施

アルコールに係るルールの確認及び節度ある飲酒（2ドリンク以内）の徹底を目的に「安全教育(アルコールの再教育)」を実施し、履修の確認として受講者から「飲酒に対するコミットメント」の提出を求める。

なお、安全教育として実施する「アルコール教育」は、アルコールに関する基礎知識の習得を目的に新入社員教育（入社時）、定期教育（1年に1回実施）及び随時教育（安全統括管理者の指示により必要に応じて実施）の区分に従い全社員を対象に実施する。

対象者	： 全社員（社長以下、会社役員を含む）
実施期間	： 2019年12月～2020年3月
実施方法	： 社内講師（アルコールコーディネーター）による対面座学

d. 安全統括管理者によるダイレクトトークの実施

運航乗務員のグループミーティングにて、飲酒問題が社会的に大きな影響を及ぼしていること、当社の置かれている状況、及び自己検査や自己管理の重要性等について直接対話を行い、アルコールに関する意識の定着に繋げる。

なお、安全統括管理者と運航乗務員のダイレクトトークは、テーマを定めて（安全問題全般に拡大して）今後も継続して実施する。

対策の完了時期	2019年11月14日から開始し、 2020年3月に完了予定。（計6グループ）
---------	--

(2) 組織的な管理の強化

a. 個人面談の実施

アルコールに係る法令及び社内規定遵守の徹底、ならびにアルコールに対する個人傾向の組織的な把握を目的に面談を2019年に引続き実施する。

対象者	： 運航乗務員（全員）
実施時期	： 2020年1月以降、随時実施
実施内容	： 管理職（乗員職）及びアルコールコーディネーターによる面談
	✓アルコールが操縦に与える影響等について（有識者検討会資料）
	✓当社への業務改善勧告について（レビュー）
	✓アルコールに係るルール（法令／会社規定）の確認
	✓不適切事案に対する会社規定の確認（懲戒等の社内処分を含む）
	✓意見交換（アルコール習慣の把握）

また、個人面談の実施にあたっては、面談内容を事前に実施者間で確認し、その結果や問題点を常に健康管理医及び運航本部長と共有し、対象者名等を秘匿情報としてアルコール問題検討委員会（安全統括管理者）へ報告する。

b. 健康管理医によるアルコール指導

運航乗務員の健康管理を目的に健康管理医による問診（面談）を実施し、健康管理医からアルコールに関するコメント等を受けた場合、対象者に対する専門医によるカウンセリング・診察等に繋げる仕組みを構築する。

アルコール指導の結果は、前項 a. 個人面談の結果や問題点と同様に関係者間で共有し、アルコール問題検討委員会（安全統括管理者）へ報告する。

対策の完了時期	2019 年 12 月
---------	-------------

c. 検査記録のシステム化

アルコール検査記録の適正な作成及び管理の強化を目的に検査記録のシステム化を行う。

対策の完了時期	2020 年 3 月
---------	------------

3-3 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等

「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について（令和元年 10 月 8 日付国官参事第 803 号）」の指示に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 禁酒時間外における過度な飲酒を防止する対策

【措置】

a. 前項 3-2 (1) c. アルコール教育（再教育）の実施

節度ある飲酒（2 ドリンク以内）の徹底を目的に社長以下、全社員を対象とした「安全教育(アルコールの再教育)」を実施する。

なお、過度の飲酒を防止する（アルコールに関する基礎知識）ことを目的とした知識付与の教育は、新入社員教育（入社時）、定期教育（1 年に 1 回実施）及び随時教育（安全統括管理者の指示により必要に応じて実施）の区分に従い、継続して実施する。

対策の完了時期	2020 年 3 月
---------	------------

b. 宿泊先における乗務前日の飲酒の禁止（暫定措置）

アルコール検知事案の発生を機に、過度な飲酒の防止策の一環として宿泊地における乗務前日の飲酒を禁止する措置を 2019 年 8 月 14 日から開始した。

(2) 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制の構築

【措置】

a. 出勤前のアルコール検査

運航乗務員（全員）へアルコール検知器（ストロー式）を貸与して出勤前のアル

コール検査を行い、アルコールが検知された場合は速やかに会社へ連絡する体制を2019年8月25日から開始した。

なお、出勤前のアルコール検査でアルコールが検知された場合は、一旦乗務を外して聴き取り調査を行った上で必要な措置を講ずる。

b. 事前検査の結果確認（出頭時）

事前検査の結果については、運航乗務員が飛行勤務の開始時（出頭時）に立会い者へ報告し、報告を受けた立会い者はアルコール検査の記録用紙の「事前検査の確認欄」チェックマークを記入して乗務前の検査を開始する旨、業務連絡（運航乗員部長）を発信して関係者へ周知の上、確認を開始した。

なお、この手順は次項c.「事前検査の組織的な管理の強化」が開始される迄の暫定措置として実施する。（2020年3月迄）

対策の完了時期	自社基地(KKJ/HND)	2019年12月10日
	委託基地(KIX/FUK/NGO)	2019年12月25日
	上記以外の基地 (遠隔での確認)	2019年12月10日

c. 事前検査の組織的な管理の強化

乗務予定の対象者が出勤前のアルコール検査を実施した際、その結果がアルコール検査システムを通じて会社のサーバーへ自動送信され、立会い者は対象者が出頭する前にアルコール検査の結果を確認する体制を構築する。

なお、このアルコール検査システムは、事前検査の結果が「0.00mg/ℓ」でなければ出頭時のアルコール検査が開始できない仕組みになっている。

対策の完了時期	2020年3月
---------	---------

(3) 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置

【措置】

前述3-2(2)a.「個人面談の実施」及び3-2(2)b.「健康管理医による健康指導」により運航乗務員の飲酒傾向を組織的に把握し、常習性や問題行動等が確認された場合は、当該運航乗務員を一旦乗務から外した上でカウンセリング等の措置を講ずる体制を構築する。

対策の完了時期	2020年1月
---------	---------

3-4 再発防止策の見直し

(1) 立会い者への再教育の実施

「アルコール検査の未実施の報告書（2019年10月24日付）」では、ガイドライン（旧実施要領）の変更及び出頭確認シートの運用に伴い、運航乗員部乗員業務課の担当者（立会い者）に対して随時教育を実施したが、講ずる措置3-1(1)c. 「会社規程の管理体制の強化（アルコール検査実施要領の新設）」及び3-1(2) 「アルコールに係る管理体制強化を目的とした会社組織の新設（Task Teamの新設）」に鑑み、前述3-1(3)のとおり、教育の対象を「委託先を含む全ての立会い者」に拡大した上で、あらためて立会い者教育を実施する。

(2) 運航乗務員に対する面談の継続

「アルコール検知事案の報告書（2019年11月15日付）」では、飲酒傾向の把握及び出勤前のアルコール検査の徹底等を目的に管理職（運航乗務員）による個人面談を実施したが、前述3-2(2)a. のとおり、引き続きアルコールに係る個人の傾向把握と対策の有効性確認を目的に個人面談を実施する。

(3) アルコール検査の顔認証システムの導入

「アルコール検知事案の報告書（2019年11月15日付）」では、適正なアルコール検査の実施を目的に検査場所をこれまでの運航乗員部乗員業務課から北九州空港のオペレーションコントロール部門の執務室へ変更し、常に複数名の担当者（立会い者）の目が届く環境の下でアルコール検査を実施する改善を行ったが、更にアルコール検査記録の確実な作成・管理、及び検査漏れの防止（検査体制の強化）を目的に顔認証システムを導入する。

顔認証システム（記録の電子化）	2020年3月
顔認証システム（Interlock付加）	2020年度下期

以上